

相模原市耐震改修促進計画の概要

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では多くの方の尊い生命と財産が奪われました。その後も各地で大規模地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

こうした大規模地震から人的・経済的被害を軽減させるために、建築物の耐震性の向上を計画的に促進することが求められており、本市においても平成18年1月26日に改正・施行された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）第5条第7項に基づき、国の基本方針及び神奈川県耐震改修促進計画を勘案し相模原市耐震改修促進計画を策定するものです。

計画の目的等

〔目的〕

本計画は、住宅など建築物の耐震化の促進を図ることにより、地震災害から市民の生命と財産を守り、災害に強い安全なまちづくりを目的とするものです。

〔計画期間〕

平成20年度～平成27年度（8カ年）

〔対象地域〕

市内全域

〔対象建築物〕

右記の市有建築物及び民間建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）の新耐震基準（昭和56年6月1日施行）に適合しない建築物。

〔新耐震基準とは〕

- 宮城県沖地震（昭和53年）等の経験から建築基準法施行令の耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月1日に改正施行されました。改正された基準を「新耐震基準」と呼び、改正前の基準を「旧耐震基準」と呼んでいます。

注）本計画の対象とする市有特定建築物及び防災計画上重要な市有建築物を「市有公共建築物」としてしています。

■対象とする建築物

分類	内容
住宅	戸建て住宅、共同住宅
特定建築物	耐震改修促進法第6条に定める市有建築物及び民間建築物（※）
防災計画上重要な市有建築物	相模原市地域防災計画に定める災害対策活動拠点施設、避難所施設、救護医療活動施設等防災上重要となる市有建築物

（※）〔耐震改修促進法第6条で規定されている建築物〕

- 学校や体育館、病院、劇場など、多数の市民などが利用する建築物で一定の規模以上（3階以上かつ延床面積が1,000㎡以上など）の建築物
- 消防法（昭和23年法律第186号）や危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）に規定する危険物で一定数量以上の貯蔵・処理施設
- 地震によって倒壊した場合、県計画において神奈川県地域防災計画における「緊急交通路指定想定路線」を基本に位置づけられた道路を閉塞するおそれのある建築物

耐震化の現状と目標

耐震化の現状

○住宅（平成19年3月末）

	全棟数	耐震化率
戸建て住宅・共同住宅	約154,000棟	約73%

○特定建築物（平成19年3月末）

	全棟数	耐震化率
多数の人が利用する建築物	約1,950棟	約93%

※原則として3階以上かつ延べ床面積1,000㎡以上（幼稚園、保育所は延べ床面積500㎡以上）

○市有公共建築物（平成19年3月末）

	全棟数	耐震化率
本計画で位置付ける建築物	561棟	97.3%

〔耐震化率とは〕

- 新耐震基準で建築された建築物と新耐震基準以前に建築された建築物のうち新耐震基準に適合する建築物の合計が、建築物全体に占める割合をいいます。

耐震化の目標

国と県の目標、耐震化の現状を踏まえ、対象建築物の耐震化の目標（平成27年度）を以下のとおり定めます。

○住宅：耐震化率90%

- 約6,000棟の耐震改修などの耐震化が必要と推計

○特定建築物：耐震化率95%

- 40棟の耐震改修などの耐震化が必要と推計

○市有公共建築物：耐震化率100%

- 本計画で位置付ける全ての建築物について耐震化を図ることを基本とします。

耐震化を促進するための施策

耐震化の促進は、建築物の所有者や管理者が意識して耐震対策に取り組むことが必要であり、民間建築物の所有者等に対して下記の施策を総合的かつ効果的に展開します。

○建築物の耐震化に係る啓発及び知識の普及

- ・啓発資料の配布による普及・啓発／広報やホームページを活用した普及・啓発／講演会・シンポジウム等の開催／特殊建築物の所有者への啓発／耐震改修促進法第6条に規定する特定建築物の所有者への啓発／地震揺れやすさマップの公開

○安心して耐震化を促進できる環境整備

- ・相談窓口の充実／耐震診断技術者の養成等

○耐震診断及び耐震改修を促進するための支援策

- ・木造住宅等の耐震診断・耐震改修の支援／マンション等の耐震診断・耐震改修の支援／民間特定建築物の支援策の検討

○その他の地震時における建築物等の安全対策

- ・建築物からの落下物対策／ブロック塀等の安全対策／家具の転倒防止対策／エレベーターの安全対策

耐震化を促進するための指導等

○指導・助言の実施（耐震改修促進法第7条第1項）

- ・特定建築物の所有者や管理者に対して、耐震診断や耐震改修の必要性について指導・助言を行います。

○指示の実施（耐震改修促進法第7条第2項）

- ・特定建築物の所有者が、必要な耐震診断や耐震改修を行っていない場合は、必要な指示を行います。

○公表の実施（耐震改修促進法第7条第3項）

- ・特定建築物の所有者が、正当な理由がなく指示に従わない場合には、広報紙やホームページ等により公表します。

○除却、改築、修繕等の勧告・命令（建築基準法第10条）

- ・特定建築物が、保安上著しく危険な状態の場合は、その建築物の所有者や管理者等に対して、除却、改築、修繕等の勧告・命令が出されます。

○耐震診断等を行うべき特定建築物等の管理・指導等

- ・耐震診断や耐震改修の実施状況を把握し、耐震診断等を行うべき対象建築物の台帳化を図り管理します。

地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

神奈川県耐震改修促進計画に位置づけられた「緊急交通路指定想定路線」を本計画においても、耐震改修促進法第6条第3号の適用を受ける道路として位置づけ、沿道の特定建築物を対象に耐震化の促進を図ります。また、相模原市地域防災計画で指定した緊急輸送路の沿道建築物についても耐震化の促進に努めます。

重点的に耐震化を促進すべき区域に関する事項

住宅が密集している地域や旧耐震設計基準の建築物が多い地域については、自治会・地域住民等との連携を図りながら、耐震化の必要性に関する普及・啓発に努めます。